

京都大学附属図書館清家文庫蔵『月令抄』 一本

田 上 稔

「前々稿において、建仁寺両足院蔵『月令抄』の翻刻・紹介をおこなった。⁽¹⁾さらに、前稿においては、京都大学附属図書館清家文庫にも、同題の写本が二種、『月禮抄』（請求記号「清家文庫貴11-64/ケ/1」。以下「清家文庫A本」と略称）と、『月令抄』（請求記号「11-64/ケ/2貴」。以下「清家文庫B本」と略称）との二本が架蔵されていることに触れ、このうち清家文庫A本と両足院本との異同を閲して両本の関係を探り、そこから、両足院と博士家清原家との繋がり等に関する資料としての、両本の価値に迫ってみようとした。⁽²⁾

両本には、もちろん、様々な異なりが見いだされた。清家文庫A本には、「誤字」が疑われる箇所、「脱字」はおろか何丁にもわたる「欠落」が疑われる箇所が数多く存在するが、両足院本では、それらは相対的に非常に少ない。けれど、書写「過誤」の可能性が疑われる箇所が両本に一致して見られる上に、項目や記述の切れ目でもないのに不必要と思われる空白が一致して見られる箇所もある。さらに、「注記一字下げ」という、体裁上の大きな共通点を両本に

確認することができた。清家文庫A本は、形式上のみならず、記載されている文章自体も、大略、両足院本に等しく、ごく大まかに言えば、若干の異なりをもちながらも、両本「月令抄」は、書写上の関係をもった、同一の資料であるといつてよい、と結論づけた。両足院本と清家文庫A本とがそれぞれ書写元とした本が同一である可能性は低いと推定せざるを得ないながら、両本がそれぞれ書写元とした本が、遠くない関係のものであったのでは、とも、前稿では推定した。

本稿では、清家文庫B本を中心に検討をおこない、両足院本、清家文庫A本と併せての三本分析を行うための準備を整えたい。

清家文庫B本も、両足院本及び清家文庫A本に同じく二冊からなる。ただし、第一冊目と第二冊目との本文切れ目は、両足院本とも清家文庫A本とも異なる。上下いずれも美濃判の和綴じで、二冊とも扉中央上よりに「月令抄」の墨書があり、その表題下に小さくそれぞれ「上」「下」、ともに右下に「全二冊」と墨書がある。それぞれ、さらに遊紙二丁があり、遊紙第一丁目の表左上に、それぞれ「月令乾」「月令坤」とある。

京都大学図書館機構「京都大学貴重資料デジタルアーカイブ」「月令抄2巻」には、「足利時代の鈔本。抄物として国語資料の一なり。(出典：鈴鹿目録上巻 p.80)」と書誌情報が記載されている。^③

両足院本及び清家文庫A本に等しく、上巻墨付第1丁表は「啓家通釈」の題を掲げて、その引用が始まり、墨付第1丁裏から、「礼記卷第五」「月令第六」の題を掲げて、本文が始まる。その「礼記卷第五」の下に「享祿四年壬五月環翠軒宗左抄之」とあるのも、両足院本及び清家文庫A本に同じである。続く本文も、大略、両足院本及び清家文庫A本に等しい。

清家文庫A本下巻末尾には、両足院本には無い、「地震ノ詩」で始まる書き込みがあったが、この清家文庫B本には無い。⁽⁴⁾

清家文庫B本の、一丁表裏⁽⁵⁾ことの数行は、ほぼ各十二行で、清家文庫A本に、ほぼ等しい。

前稿で閲した清家文庫A本書写「過誤」の可能性が疑われる箇所を、清家文庫B本でも検証しておく。まず、「誤字」が疑われる箇所。

正曰案屋⁽⁶⁾緯考靈耀云主春者烏星昏中(清B上9ウ)ニ案律曆志云兹⁽⁷⁾子萌於子則子兹子(清B上9オ)ニ陽氣施種於黄泉兹⁽⁸⁾者萌万物為六氣元也(清B上14ウ)

のように、清家文庫A本と同じ誤りがあるものの、

或者屏之外右六軍嚮⁽⁹⁾南而陳司徒於陳北面誓之也(清B下14ウ)ニ書⁽¹⁰⁾ニ對メハ耦トヨムヘシ(清B下30ウ)ニ角ヲ、トス陽ノ退ク象ニ從フト也(清B下28オ)ニ以小罪相告者即決遣之不収繫也(清B上52ウ)

のように、清家文庫A本では誤字と推測された部分に、両足院本と同じく適切と推定できる文字が記されている箇所もある。⁽⁶⁾その他の用例につき、誤字と思われる箇所を太字にて示す。

灰宜陽金門山為管云々吹炭動穀異(清B上14オ)

灰宜陽金門山竹為管云々吹炭動穀矣(両上17ウ)ニ灰宜陽金門山竹為管云々吹炭動穀矣(清A上16オ)

冬氣極寒故食大穀以減寒々勝於熱(清上B22オ)

冬氣極寒故食火穀以減寒々勝於熱(両上28オ)ニ冬氣極寒故食大穀以減寒々勝於熱(清A上25ウ)

施令有失三才俱云々(清B上30ウ)

施令有失三才俱云々（両上39ウ）≡施令有夫三才俱云々（清A上36才）

左傳傳十五年云君履后土者別也（清B上34ウ）

左傳傳十五年云君履后土者別也（両上44ウ）≡在傳傳十五年云君履后土者別也（清A上41才）

瓜瓠不成ハ地災也（清B下27才）

瓜瓠不成ハ地災也（両下63才）≡瓜瓠不成ハ地災也（清A下47ウ）

牛畜之任重者属思（清B上21才）

牛畜之任重者属思（両上28才）≡牛畜之任重者属思（清A上25才）⁽⁷⁾

ただし、誤字の疑われる箇所については、総じて、量も含め、清家文庫A本に比し清家文庫B本に取り立てて大きな特徴は見当たらない。

前稿において清家文庫A本での本文欠落が疑われる部分を指摘したが、このB本においても、同様の疑いのある箇所を見おく。

此四者同論天地之前及天地之始老子曰道生一 道與大易自然虛無之氣无象不可以形求不可以類取強名曰道謂之大易也 道生一者一則混元之氣與大初大始大素同又與易之大極礼運之大一其義不拜皆為氣形之始也 一生二者謂混元之氣分為二々則天地也與易之兩儀又與礼之大一分而為天地同也 一生三者謂參之以人為三才也 三生万物者謂天地人既定万物備生其間 分為天地說有多象形状之殊凡有六等 一曰蓋天文見周髀如蓋在上 二曰渾天形如彈丸地在其中天包其外猶如鷄卵白之繞黃揚雄桓譚張衡蔡邕陸績王肅鄭玄之徒並所依用 三曰宣夜旧説云殷代之制其形體事義無所出以言之 四曰昕天昕讀為軒言天北高南下若車之軒是吳時姚信所説五曰穹天云穹隆在上 虞氏所説不知其名也 六曰安天是晉時虞喜所論注考靈耀用渾天之法今礼記是鄭氏所注當用鄭義以渾天為説 案鄭注考靈耀云天者

純陽清明無形聖人則之制塔璣玉衡以度其象如鄭此言則天是大虛本無形體俱攝諸星運轉以為天耳但諸星之轉從東而西必三百六十五日

星體左轉日則右亦三百六十五日四分日之至同昇之處以一月之行而度

四分日之一星復旧處○計二十八宿一周天凡三百六十五度四分之一是天之一周之數也天如彈丸圍圓三百六十五度四分之一案考

七万一千里三分一サリ

靈耀云一度二千九百三十二里千四百六十一分里之三百四十八周天百七万一千里者是天圓周之里數也以圍三徑一言之則直徑三十五万

為一

七千里此●十八宿周廻直徑之數也然二十八宿之外上下東西各有万五千里是為四遊之極謂之四表拋四表之内并是宿内稔有三十八万七

三十八万七千里サリ

千里然則天之中央上下正半之處則一十九万三千五百里地在於中是地去天之數也鄭注考靈耀云地蓋厚三万里春分之時地正當中自此地

三万里ノ半サリ

漸之而下至夏至之時地下遊万五千里地之上畔與天中平夏至之後地漸々向上至秋分地正當天之中央自此地漸々而上至冬至

(両上3ウ)

右、引用は両足院本からで、点線で傍線を付した部分は、清家文庫A本欠落である。その点線を含め実線で傍線を付した長大な部分が、清家文庫B本上巻では、第2丁裏最終行と第3丁表最初行との間にあたる部分で欠落している。その欠落部分は、B本第3丁裏と第4丁表との間に存在し、一丁分がズレていることになる。書写時の過誤か、現状B本第4丁は現状第3丁の前にあるべきものが綴じ間違われたものであろうか。

清家文庫B本での本文欠落例を、さらに両足院本から本文引用し傍線を付して挙げる。

若然案楚語云重為南西司天型為大正司地所以又為南正火正不同者蓋重為木正兼為南正司天型為火正兼為北正(清B上11ウ)

正云蟄蟲且者孟春乃出則左傳啓蟄而郊是也蟄蟲晚者則二月始出故此云蟄蟲咸動則正月未皆動(清B上37ウ)

正曰穀臧曰倉米臧曰廩無財曰貧無親曰窮暫無曰乏不續曰絶皇氏云長無謂之貧窮暫無謂之乏絶(清B上43オ)

酒ヲ飲也其時樂官ニ命メ大ニ諸樂管籥ノ吹ヲ合奏メ恩愛慈愛ノ心ヲミセテハタスナリ罷トハ今年ノ會ハコレマテ也(清B下30ウ)

又呼八九七十二而除正美之七百二十又呼三九二十七而除正實之二十七 林鍾六月遯先置黃鍾之美十七万七千一百(清B下33オ)

欠落ではなく重複の例としては、

從胃七度至七星之初有九十九度以日漸長日没之時稍有西北去七星之初有九十九度以日漸長日没之時稍有西北去七星之初九十八度

(清B上41才)

右、点線部分が実線部分に繰り返されている。更に、

案命曆序云帝嚳傳十世則稷契不得為帝嚳之子是帝嚳後世子孫之子故鄭注生民云姜嫄高辛氏之世妃則簡狄亦高辛氏之後世之妃此立為禘神者是簡狄之不得為帝嚳之子是帝嚳後世子孫之子故鄭注生民云姜嫄高辛氏之世妃則簡狄亦高辛氏之後世之妃此立為禘神者是簡狄

之不得為帝嚳之子是帝嚳後世子孫之子故鄭注生民云姜嫄高辛氏之世妃則簡狄亦高辛氏之後世之妃此立為禘神者是簡狄之不得為帝嚳之祭高禘是祭天(清B上36才)

右に点線を付した部分が、ほぼそのまま実線部分に二回繰り返される。

さらに複雑な例が存在する。

體完トハキスナヲ云視トハコレモ宰祝カミルヲ云案 養牛羊曰芻食穀曰麥音患草ヲクフ獸ヲ芻ト云五穀ヲクウ獸ヲ麥ト云瞻 肥タモ瘠ヲモ瞻ヲモ元視也(両下36才)

まず傍線部直前「キスナヲ云」から「五穀ヲ」に直結し、その間の傍線部分が欠落するが、その欠落の一部「芻食穀曰麥音患草ヲクフ獸ヲ芻ト云」が「肥タモ瘠」の直後に現れ、その後「五穀ヲクウ獸ヲ麥ト云瞻 肥タモ瘠」が繰り返されるといふ錯綜を見せ、その結果、次のように複雑な本文となっている。

體完トハキスナヲ云五穀ヲクウ獸ヲ麥ト云瞻 肥タモ瘠芻食穀曰麥音患草ヲクフ獸ヲ芻ト云五穀ヲクウ獸ヲ麥ト云瞻 肥タモ瘠タルヲモ瞻ヲモ元視也(清B下6ウ)

前稿で指摘した、清家文庫A本で大きな脱字(欠落)が疑われる両足院本上巻第48丁表部分は、清家文庫B本では上巻第39丁裏に、両足院本下巻第53丁表部分は、清家文庫B本下巻第20丁表に、それぞれ整っている。

さらに、清家文庫A本での五字程度以上の脱字（欠落）の疑われる部分は、このB本では、両足院本に照らせば整っている箇所がほとんどである。以下、傍線部分が、前稿において清家文庫A本で脱字（欠落）が疑われるとした部分である。⁸⁾

又ハオホウハラ共云リ苦菜ハニカ也蠟右獲切キヤク者也 注蟻―正曰案周礼蠟氏鄭司農注云（清B上3ウ）

揚雄桓譚張衡蔡邕陸績王肅鄭玄之徒並所依用 三曰宣夜旧説云殷代之制其形體事義無所出以言之（清B上4オ）

四曰金者八月四陰生是建酉之月故四曰金々々木其体堅剛故次金也（清B上17オ）

路ニ乗ル是弁服各其事々ニカワル四時ニヨリテ不替也又玉藻曰―天子龍袞以祭トハ四時共ニ龍袞玄衣纁裳ナリ（清B上22ウ）

和令トハ禁法ヲヤハラカニスルヲ云行慶トハ善事ヲスルモノヲハ（清B上24オ）

西方金氣為陰剋東方木木為妃畢屬西方尚妃之所好故好雨也今申氣乘寅兩相衝破申逆寅々為風々之被逆（清B上31ウ）

郭景純云即鷺黃也釋鳥又云鷺黃楚雀其民云鷺黃一名倉庚又云商庚李処云（清B上34オ）

注為將蠶―正云依衣祭五帝自服大裘今薦鞠衣與桑同色蓋薦於神坐鞠衣―正云菊者草名花色黃故季秋之月云（清B上42オ）

畢翳ハ兎ヲ打オホウテトルアミ也畢ハアミ小ソ柄長シ天上畢星ニ似タリ故畢ト云翳ハカクシト云物也（清B上50オ）

母發―大衆ヲ催メ不可使蚤農ノ事ニヒマイレハ其ヲ妨ケシ為也母伐―大木ナトヲ不可伐（清B上52オ）

琴者枳朶云大瑟謂之灑孫炎云昔之布告如掃灑郭景純云瑟長八尺一寸二十七絃管者枳朶云大管謂之籥音驕（清B上55ウ）

一陰カ始テ萌ホトニ君子斉戒メ陰氣ヲ敬スル也処ハ居処也居処ヲモ顯ハニセス取ハラウツナトセサル也掩身トハ戸ヲタテ、面ムキ

ヘ出テス、ミナトセヌヲ云（清B上59オ）

合制ト云ハ百縣モ合制ト知ヘシ百縣ニ為來歲受朔日ト云ハ諸侯モ亦為來歲受朔日ト知ヘシ互見メ云也諸侯トハ畿外ヲ云

（清B下3オ）

除正実之八万一千又呼六九五四除正実之五千四百又呼八九七十二而除正実之七百二十又呼三九二十七而除正實之二十七林鍾六月
遡先置黄鍾之实十七万七千一百四十七（清B下69オ）

五字未滿程度の脱字は、清家文庫B本もA本と同様、少なからずあるものの、このように、五字程度以上で行単位に及ばない脱字（欠落）も、丁単位のそれと同じく、むしろ清家文庫A本よりも少ない傾向が見て取れる。この限りにおいては、清家文庫B本本文の乱れは清家文庫A本のそれよりも多くない、と評価される。

前稿において、両足院本と清家文庫A本との、どちらかに文等の途中に不必要と思われる空白がある箇所を検証し、その空白部分は過誤等によるものではなく、書写元本に欠字が想定できる箇所を空けておくという「意図」をもってなされたのではないかと指摘した。同様の空白を、清家文庫B本に求めてみたが、見当たらない。清家文庫B本文の外観的印象が平板で単調と感じられるとすれば、その原因の一つを、こうした空白が現れない、ということにも求められるのではないか。この欠字想定箇所への空白設定欠如は、また、清家文庫B本書写者の本文批判意識が高くなかったことの結果とみることができるのではないか。

清家文庫B本の体裁を大きく特徴付けている点の一つに、訓点類の少なさがある。B本は、清家文庫A本に比べても返り点がほとんど無く、両足院本と比べると著しく少ない。B本で返り点が見られる例としては、

正曰案月令諸月無薦之文此独羞含桃者以此果先成異於餘物故特記之其実諸果亦時薦（清B上57ウ）

この部分、両足院本と清家文庫A本とは、それぞれ、次のように返り点が付されており、「二」点のみのB本は整合性のない点となっている。

正曰案月令諸月無薦之文此獨羞含桃者以_二此果先成_一異於餘物故特記之其實諸果亦時薦（兩下13ウ）

正曰案月令諸月無薦之文此獨羞含桃者以_二此果先成_一異於餘物故特記之其實諸果亦時薦（清A下4ウ）

その他、B本で返り点が見られる例として、

正曰礼器大饗其王事与彼下_二云三牲魚腊九州之美味_一ト是四方助祭之物故以大饗為祿也与此不同（清B下12ウ）

でも、「二」点が無く、やはり整合性を欠く。この返り点の不整合は、

故衣旂異色赤玉與蒼玉同是色_{下上}其也（清B下19オ）

故衣旂異_レ色赤玉與蒼玉同俱是其色淺也（兩下51ウ）

正曰案葵竇長六寸八十一分寸之二十六上生大呂_ヲ三分益一三寸（清B下28ウ）

正曰案葵竇長六寸八十一分寸之二十六上生_二大呂_ヲ三分益一三寸（兩下63ウ）

のような例にも及ぶ。その他、清家文庫B本に見られる返り点の例を、前稿において清家文庫A本よりも整った本文をもつのではないかと仮説を述べた両足院本と並べて示す。

正曰熊氏引石氏星經云司命二星在_レ虛北司祿二星在_レ司命北司危二星在_レ司祿北司中二星在_レ司危北（清B下29ウ）

正曰熊氏引石氏星經云司命二星在_レ虛北司祿二星在_レ司命北司危二星在_レ司祿北司中二星在_レ司危北（兩下63ウ）

又云墳四星在_二危東南_一是危虛在墳墓四司之氣也（清B下29ウ）

又云墳四星在危東南是危虛有_二墳墓四司之氣也_一（兩下63ウ）

清家文庫B本の返り点が量的に極めて少ないのみならず、このように決して整ったものではないことも指摘できる。

清家文庫B本の「抄」部分の特徴として、漢文体表記の多用も挙げられようか。両足院本や清家文庫A本ではカ

タカナ表記である部分が、漢文体表記になっていることが少なくない。両足院本でも、

今ハ季秋ナレトモ冬ノ令ヲ行ヘハ如此也（両下49ウ・清A下36オ）

と漢文体表記であることもあるけれど、B本では特に、それが多用される。

母作大事一軍兵ヲ起メ農事ヲ不可妨（清B上38ウ） 両上49オ「妨ヘカラス」、清Aこの本文部分欠。

川澤ノ魚ヲ尽メ不可取陂池ノ魚ヲ尽メ不可取（清B上38ウ） 両上49オ「取ヘカラス」、清Aこの本文部分欠。

火出而畢一尊卑ヲ不云悉ク賦リ与ル也（清B上39ウ） 両上50ウ「イワス」、清Aこの本文欠。

母發一大衆ヲ催メ不可使（清B上52オ） 両下6オ「ツカウヘカラス」、清A上59ウ「ツカウヘカラス」。

母伐一大木ナトヲ不可伐（清B上52オ） 両下6オ「伐ヘカラス也」、清Aこの本文部分欠。

一陰カ始テ動程ニ陰事ヲ不可動也（清B上59オ） 両下15ウ「動カスヘカラサルナリ」、清A上72オ「動スヘカラサルナリ」。

不可一軍兵ヲ起シ衆人ヲ不可働カス（清B上63ウ） 両下21ウ・清A3ウ「ハタラカスヘカラス」。

書写原本のカタカナ表記が、清家文庫B本において漢文体に置換されたものであるうか。もしそうだとすれば、清家文庫B本の、「書写」という作業に関する意識を窺う際の参考となるだろう。

両足院本と清家文庫A本との、体裁上の最も大きな共通点・類似点として前稿に挙げた「注記一字下げ」は、この清家文庫B本では、次の一箇所のみが確認できる。¹⁰⁾

注營軍 正曰春秋説云營室主軍士之糧（清B下24オ）

前稿で報告したように、両足院本で注記一字下げ体裁をとる箇所は、上巻二九カ所、下巻一一五カ所の合計一四四カ所。清家文庫A本で、対応する箇所が一字下げ体裁をとっていない二二カ所であり、その逆は四カ所であった。そ

のことを基に、清家文庫A本よりも両足院本の方が、あくまでも相対的にはあられ、形式面で整った本文をもつのではないか、という仮説を立て、両足院本に一字下げ体裁への関心の高さを窺えるような用例が存在することにも触れた。両足院本と清家文庫A本との間に見いだされた、その異なりは、けれど、清家文庫B本を併せた三本比較の中では、むしろ、両足院本と清家文庫A本との近しさを示すように映る。

清家文庫B本では、意図を想定できるような空白の不出現と訓点類の少なさとに加えて、右のように改行一字下げが一箇所のみであるだけでなく、「改行」自体が少なく、本文の外観上の印象を、さらに平板で単調なものとしている。「」記号は改行箇所を示す。

麥實―正云鄭云―黍秀舒散属火麻実有文理（清B上24ウ）

麥實―正云鄭云黍秀舒散属火麻実有文理（両上27ウ・清A上24ウ）

など不必要と思われる改行がある一方で、

是ヲ正サシム注田謂―舍東郊―正云其耕作歳時之氣（清B上28ウ）

是ヲ正サシム　　注田謂―舍東郊―正云其耕作歳時之氣（両上36ウ）

是ヲ正サシム　　注田謂―舍東郊―正云耕作歳時之氣（清A上33オ）

など注記が改行無しに前項と連続して記載されている箇所が数多く存在する。もちろん、この点、両足院本や清家文庫A本が「完全」なわけでは決してなく、両足院本や清家文庫A本でも、明らかに注記と思われる部分が改行せずに行の途中から始められていることがある。

各自為義不相須也　　楽記云角乱―正云證明角主於人民ナリ（清B上13オ）

各自為義不相須也 樂記云角乱―正云證明角主於人、民ナリ（両上16ウ）

〜為義不相須也 樂記云角乱―正云證明角主於人民ナリ（清A上14ウ）

〜稔吐万物也 易曰天一地二易下繫ノ文也天ノ数二十五地ノ数（清B上16オ）

〜吐万物也 易曰天一地二易下繫ノ文也天ノ数二十五地ノ数（両上20ウ）

吐万物也 易下繫ノ文也天数二十五地ノ（清A上18オ）

之氣 其祀戸―注春陽氣―正云春陽氣出祀（清B上27ウ）

〜之氣 其祀戸―注春陽氣―正云春陽氣出祀（両上23オ）

之氣 其祀戸―注春陽氣―注春陽氣―正云春陽氣出祀（清A上20オ）

菊ニモ黄ナルヲ貴テ云也 豺―豺ノ初メトル獸禽ヲハマツ食ハスメ（清B下21ウ）

〜菊ニモ黄ナルヲ貴テ云也 豺―豺ノ初メトル獸禽ヲハマツ食ハスメ（両下42オ）

〜菊ニモ黄ナルヲ貴テ云也 豺―豺ノ初メトル獸禽ヲハマツ食ハス（清A下20オ）

強弱ヲクラフル也 注營室―正曰春秋說云營室主軍士之糧（清B下22オ）

強弱ヲクラフル也 注營室―正曰春秋說云營室主軍士之糧（両下57ウ）

強弱ヲクラフル也 注營室―正曰春秋說云營室主軍士之糧（清A下43ウ）

民多流亡人災也 行夏令―多暴風方冬不寒ハ天災也蟄虫復出ハ地災也（清B下24ウ）

民多流亡人災也 行夏令―多暴風方冬不寒ハ天災也蟄虫復出ハ地災也（両下58オ）

民多流亡人災也 行夏令―多暴風方冬不寒ハ天災也蟄虫復出ハ地災也（清A下43ウ）

イラス器ヲ去ツ 塗―圉圉ハ獄舎也（清B下28オ）

イラス器ラスツ 塗―圍圍ハ獄(舎也(両下62ウ)

イラス器ラスツ 塗―圍圍小獄(舎也(清A下47ウ)

ただし、このように清家文庫B本のみが改行措置をしている注記は、非常に稀で、右記用例として確認できたものとどまる。

右の両足院本・清家文庫A本のように、両足院本や清家文庫A本で改行や注記等改行一字下げとなつてゐる部分が、清家文庫B本では、次のように、直前部との間に空白を設けていることが多いことも、特徴的事象である。

知其理又不能定其肯趣 注此陽氣―蒸ハムス也(清B上28オ)

知其理又不能定其肯趣 注此陽氣―蒸ハムス也(両上36オ・清A上35ウ)

其日丙丁 注易曰齊―正曰引易者證丙丁著明之義此易說卦文(清B上48オ)

其日丙丁―注易曰齊―正曰引易者證丙丁著明之義此易說卦文(両下1ウ・清A上55ウ)

両足院本と清家文庫A本とで改行が共通している二二〇箇所あまりのうち、清家文庫B本で改行せず直前に空白を挟むのが一五四箇所、改行せず空白も挟まないのが六八箇所見いだされる。このような空白を挟むことで項目の境界を示そうとする傾向のあるB本の、本文体裁を整えようとする意識を、高くないと評価すべきか、或は、それほど低くないと評価すべきか、この「改行」体裁のみからは、俄に決しがたいところである。

以上、前稿において清家文庫A本を検証した視点を中心として、清家文庫B本を見てきた。

清家文庫B本は、改行や改行一字下げが乏しいためか、原本の体裁まで意識して書写されたのが疑われるような外観上の印象を、どうしても抱いてしまう。引用典籍類の訓点が非常に乏しい点でも、特に両足院本との隔たりが

大きく感じられるため、その本文の正確性や資料的価値に或る種の先入主を抱く可能性がある。しかしながら、具に検証してみると、誤字・脱字、欠落部分に関しては、清家文庫A本と大差はなく、さらに両足院本の欠落本文を補うことも可能であることが判明した。

本稿の成果を踏まえ、両足院本、清家文庫A本、清家文庫B本の三本を併せて検証する段階に進みたい。

注

- (1) 京都女子大学『女子大國文』第百六十四号及び第百六十五号。
- (2) 京都女子大学『女子大國文』第百六十八号。
- (3) 京都大学貴重資料デジタルアーカイブ (二〇二二年九月三〇日閲覧)
<https://rinda.kulib.kyoto-u.ac.jp/item/rh000008246#?c=0&m=0&cv=0&ixwh=-3410%2C-124%2C9836%2C2477>
- (4) 清家文庫A本下巻第61丁裏にある書き込みは次のようなものである。
地震ノ詩 地震ノ吉凶ノト也十二月ノ分也東坡カ作ト云
口 春火民哀大旱至四五八竜尊賤死六九一金穀米来七十二帝兵病起
口 火神動 龍神動 金神動 帝積動
夢窓嶺中峰聞此頌日本有肉身菩薩ト云テ三拜スル
寓捨囂塵晝掩 関市中賣得沃州山娘生口裡不_レ含_レ血掛_二在乾坤宇宙間_一
た_二え_一ば「清家文庫B本上巻墨付第9丁裏」を、「清B上9ウ」のように略記する。また、引用文献区切りとして「」記号を用いる。
さらに、原文にある訓点類は、必要のある場合のみ記す。

(6) 脱字・欠字や欠落の推定は、両足院本、清家文庫A本、清家文庫B本の三本を対照するとともに、特に『礼記正義』本文引用部分に関しては、孔穎達疏『禮記正義』中華書局刊（一九五七）第三冊を、その校異を含めて参照した。

(7) 引用部分冒頭「體完トハキスナヲ」は、両足院本では「體完トハキスナドナキヲ」（両下36オ）、清家文庫A本では「躰完トハキスナトナキヲ」（清A下25オ）となっている。

(8) その他、次のような例もある。

三ニハ外相コレハ庫門ノ外皋門ノ内ニアリ（両上31オ）ニ三ニハ外朝コレハ庫門ノ外皋門ノ内ニアリ（清A上27ウ）ニ三ニハ外朝コレハ庫門ノ内ニアリ（清B上24オ）

此一節論礼法春ハ施主ノ時ナレハ鳥ノ巢ヲヤフルヘカラス（両上38オ）ニ此一節論礼法春ハ施生ノ時ナレハ鳥ノ巢ヲヤフルヘカラス（清A上34ウ）ニ此一節論礼法春ハ施生ノ時ナレハ鳥ノ巢ヲ不可覆（清B上29ウ）

深一尺八寸中有權柄連底桐之今左右擊止者其椎各（両下11ウ）ニ深一尺八寸中有推柄連底桐之今左右擊止者其椎各（清A上68ウ）ニ深一尺八寸中有推柄連底桐之今左右擊止者其椎名（清B上56オ）

定其國家宮―正曰此皆周礼典礼ノ文也（両下44ウ）ニ定其國家宮―正曰此皆周礼典命ノ文也（清A下32ウ）ニ定其國家宮―正曰此皆周礼典命ノ文也（清B下13ウ）

案律曆志云胃十四度昴十一度畢十六度此角二度參九度并三十三度（両上52オ）ニ案律曆志云胃十四度昴十一度畢十六度觜二度參九度并三十三度（清A上47オ）ニ案律曆志云胃十四度昴十一度畢十六度此角二度參九度并三十三度（清B上41オ）

是月也易―閏ノ任見ヲトラス市ノ課役トラヌヲ易ト云（両下40ウ）ニ是月也易―開ノ實ヲトラス市ノ課役トニヌヲ易ト云（清A下28ウ）ニ是月也易―開ノ任見ヲトラスユカノ課役トラヌヲ易ト云（清B下10オ）

(9) 両足院本に、ほぼ克明に付されている訓点が、清原宣賢抄原本に打たれていたのか両足院本書写者が補ったものなのかは、もちろん不明である。

(10) 前稿にも記したように、京都大学附属図書館清家文庫に、清原宣賢自筆とされている『礼記抄』（請求番号「1-64/ラ/2貴」）

があり、月令本文を見出しとして掲げ、漢字カタカナ交じり文で解釈を記した後、「正曰」と『禮記正義』等からの漢文引用を載せる形を基本としており、文末が「ナリ」を主とするなど、両足院本、清家文庫A本『月令抄』に非常に近い。さらに、たとえば、『易学啓蒙抄』『尚書聴塵』等、清原宣賢自筆とされている資料でも、その体裁が、やはり、見出し語を掲げた上で一字程度下げて解説を付している。この形式は、そもそも、宣賢に限らず、抄物に広く見られるものであり、少なくとも宣賢自筆『月令抄』祖本にも用いられていたものであると仮定しても大きな間違いではないように思われる。

参考文献

- 『禮記正義』（一九五七） 鄭玄注孔穎達疏 中華書局
- 大橋敦夫（一九八九）「抄物の語法―『抄物共通語』の存在について―」（上智大学国文学会編『国文学論集』二二二所収）
- 岡嶋偉久子（二〇二二）『林逸抄』（源氏物語古注集成第二三巻）
- 金田弘（一九七九）「抄物」（林巨樹・池上秋彦編『国語史辞典』所収）
- 川瀬一馬（一九九四）「鰻頭屋宗二に就いて」（『ビブリア』第一輯所収）
- 木田章義（二〇一八）「講演鰻頭屋と博士家―文化を守るもの―」（『ビブリア』第一四九号所収）
- 木田章義（二〇〇五）「両足院本『毛詩抄』とその背景」（『林宗二・林宗和自筆毛詩抄』所収）
- 中村璋八（一九七八）「曆林問答集本文とその校訂」（『駒澤大學外国語部研究紀要』第七巻所収）
- 中村璋八（一九七九）「曆林問答集の鈔本と引用文献」（『渡辺三男博士古稀記念日中語文交渉史論叢』所収）
- 平沢 啓（一九八三・一九八四）「漢籍国字解の言語―その共通語的性格―」（上智大学国文学会編『国文学論集』二六・二七所収）

森岡健二（一九九二）森岡健二編『近代語の成立』文体編

柳田征司（一九六八）「清原宣賢自筆「三略秘抄」の本文の性格に就て」（『国語学』第七五号）

山下宏明（一九六二）「語り物文芸」（『國文學解釋と鑑賞』昭和三六年二月号所収）

湯浅茂雄（一九九二）「雅俗対訳資料における俗語の共通語的性格」（森岡健二編『近代語の成立—文体編—』所収）

（本学教授）